

労働力不足43万人、外国人「育成効」で補完 27年度から新制度

2025/12/23 12:00 | 日本経済新聞 電子版

政府は2027年4月から、現状の技能実習制度に代わる在留資格「育成効」の受け入れ枠（上限）を28年度までの2年間で43万人とする方針だ。より習熟度が高い特定技能制度と合わせて123万人まで労働者を受け入れられるようにして、人手不足に対応する。

育成効と特定技能の受け入れ上限

	特定技能	育成効	全体
工業製品製造業	19万9500人	11万9700人	31万9200人
建設	7万6000	12万3500	19万9500
飲食料品製造業	13万3500	6万1400	19万4900
介護	12万6900	3万3800	16万700
農業	7万3300	2万6300	9万9600
外食業	5万	5300	5万5300
ビルクリーニング	3万2200	7300	3万9500
造船・舶用工業	2万3400	1万3500	3万6900
自動車運送業	2万2100	受け入れなし	2万2100
宿泊	1万48000	5200	2万
自動車整備	9400	9900	1万9300
物流倉庫	1万1400	6900	1万8300
漁業	1万4800	2600	1万7400
リネンサプライ	4300	3400	7700
木材産業	4500	2200	6700
航空	4900	受け入れなし	4900
資源循環	900	3600	4500
鉄道	2900	1100	4000
林業	900	500	1400
合計	80万5700人	42万6200人	123万1900人

23日に開いた有識者会議で案を示した。26年1月中の閣議決定を目指す。受け入れ枠は業界ごとに、人手不足の数から生産性向上や国内の人材確保で対応できる数を差し引いて算出した。

育成効は外国人の人材育成とともに国内の人材確保を目的とする。原則3年働いた後、技能レベルが高い別の在留資格「特定技能」に移行できるようにして、日本での長期の就労に道を開く。外食や介護、宿泊業など全17分野で構成する。

労働力人口の減少が見込まれ、外国人への労働依存が加速している。パーソル総合研究所と中央大が24年にまとめた推計によると、35年には384万人の労働力が不足する。

外国人の就業者数は23年の205万人から、35年には377万人に増えると見込む。

人口減少が著しい地方では外国人が地域経済の重要な担い手となるケースも少なくない。育成労と特定技能で不足を補い、人手不足による経済への影響を防ぐ。

従来の技能実習制度で原則認められていなかった転職が可能となる。就労者の自由度を広げ、働く意欲や安心感を高める。習得するスキルの難易度や各業界の意向をもとに1~2年の転籍制限を設ける。

地方への人材の流出を防ぐ手立ても講じる。東京や大阪といった大都市圏への移動を抑制し、地方の人材確保に影響が及びにくくする。都市部で在籍する育成労の外国人のうち、転職者が占める割合を6分の1以下に制限する。

19年に始まった特定技能制度も仕組みを見直す。物流倉庫、資源循環（廃棄物処理）、リネンサプライの3つを加えて19分野に拡大する。

28年度までに82万人としていた上限を修正し、およそ80万人とする。各分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）による生産性の向上が見込まれる点などを加味した。

出入国在留管理庁によると、25年6月末時点で特定技能の在留外国人は33万6196人いる。

育成労と特定技能を合わせて、123万人程度まで労働者を受け入れる。人数が最多の「工業製品製造業」では特定技能で20万人、育成労で12万人を上限に計32万人の労働者を見込む。建設や飲食料品の製造業といった分野でも20万人ほどを上限とする。

特定技能制度は求める技術の習熟度合いに応じて「1号」と「2号」に区別しているが、1号の場合は通算5年間、日本に滞在できる。より高い習熟度を求める2号に期限の上限はなく、条件次第で家族の帯同も認められる。

高市早苗政権下で在留資格の厳格化の検討が進む。資格外の不法就労や税の未納対策などに主眼をおく。11月の関係閣僚会議の首相指示で「人口減少に伴う人手不足の状況で外国人材を必要とする分野があることは事実」と説明していた。

足元で技能実習生は45万人いる。政府は育成労に移行しても受け入れる外国人の数が大幅に増えないよう抑制する方向だ。

【関連記事】

- ・[在留資格とは 活動範囲や滞在期間を分類、27年に新たに育成労](#)
- ・[フィリピン人運転士、沖縄で路線バス乗務 「特定技能1号」で初めて](#)



本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.